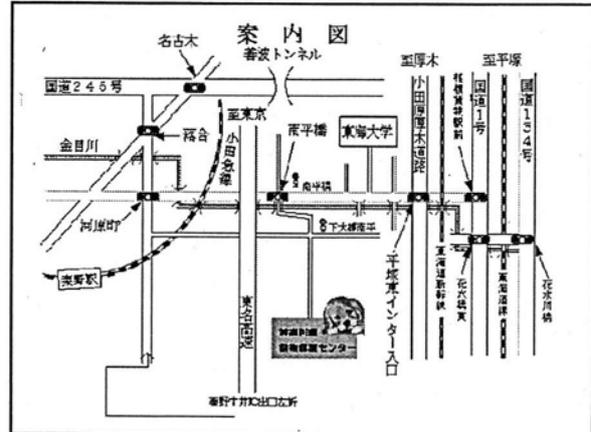


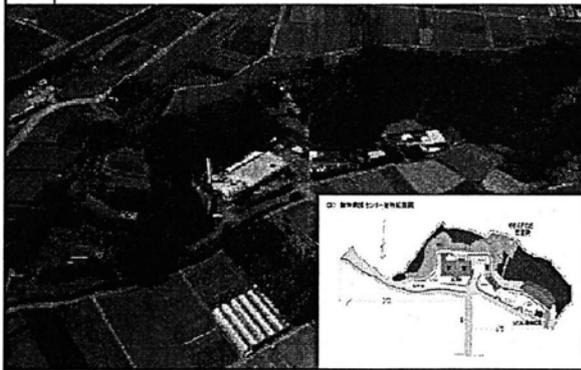
## 神奈川県動物保護センターの紹介 -動物を飼うこととは-



神奈川県動物保護センター  
秋山雅彦



## 動物保護センター全景



## 動物保護センター本館



## 管轄区域



## 動物保護センターのしごと

- 迷子犬等の保護・捕獲收容
- 飼えなくなった犬、猫等の引き取り
- 犬・猫の譲渡会
- 犬のしつけ教室
- 動物由来感染症の調査
- ふれあい教室
- コンパニオンアニマル活動
- 特定動物(危険な動物)の飼養等の許可
- 動物取扱業の登録と監視



### 動物保護センターの組織(職員配置)

平成27年6月1日現在

職名等	一般事務	狂犬病 予防員	動物技能職	計	委託業者
所長		1		1	
管理課	3			3	
	(1)			(1)	2
業務課		8	7	15	
			(4)	(4)	11
計	3	9	7	19	
	(1)		(4)	(5)	13

注( )内は再任用及び非常勤職員で外数

### 動物ふれあい教室



### コンパニオンアニマル活動



### 夏休み飼育体験教室



### 動物愛護のつどい



### 犬のしつけ教室



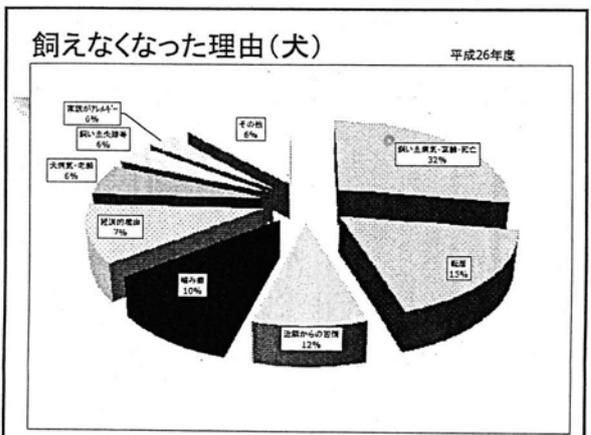
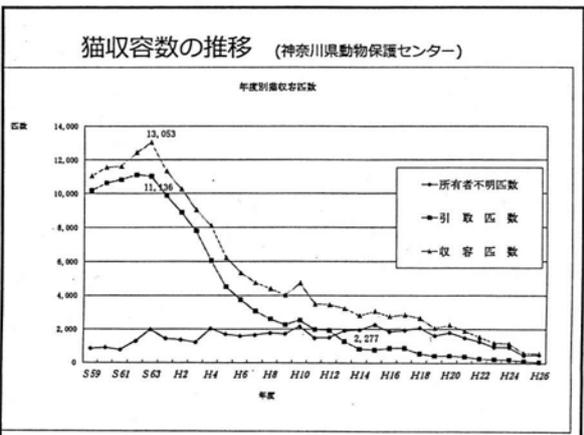
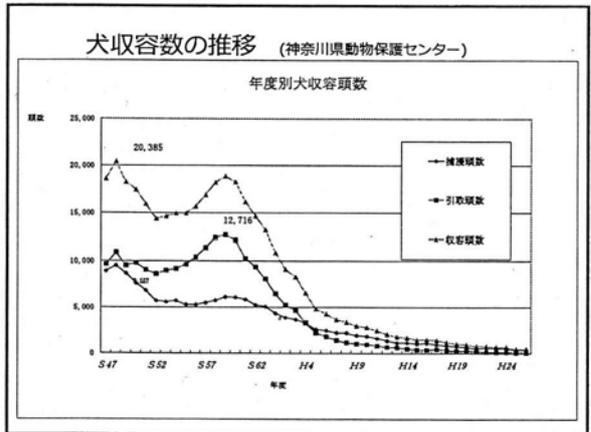
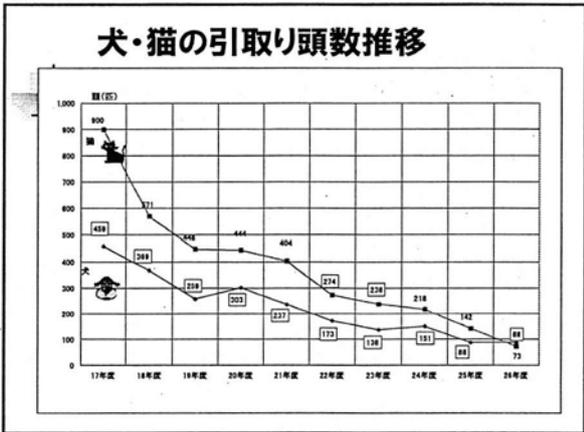
### 事業実績：犬猫（平成26年度）

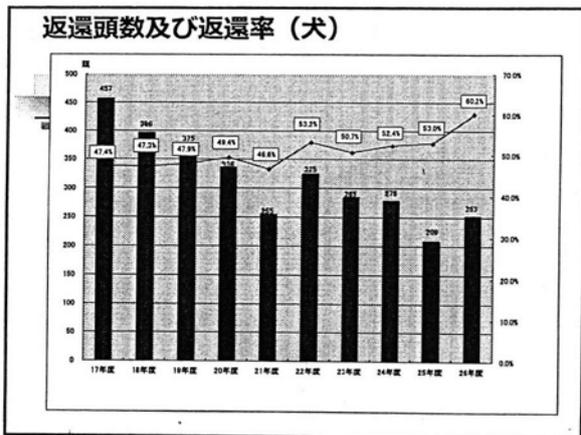
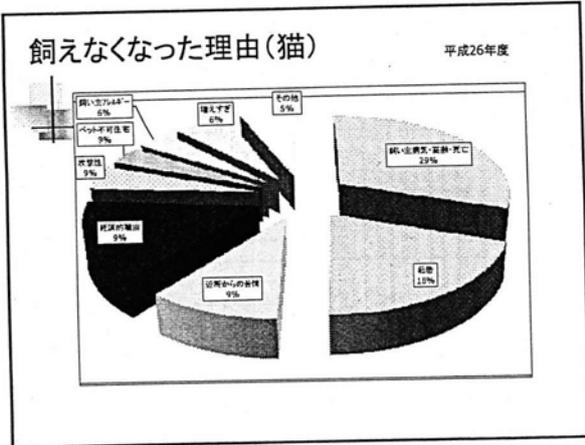
1 犬関係			2 猫関係		
項目	目	頭数	項目	目	匹数
迷い犬等の収容頭数	合計	420	所有者不明猫	合計	522
	成犬	410		成猫	11
	子犬	10		子猫	511
飼えなくなった犬の引取り頭数	合計	88	飼えなくなった猫の引取り匹数	合計	73
	成犬	86		成猫	40
	子犬	2		子猫	33
返還頭数		253	返還匹数		1
譲渡頭数	合計	267	譲渡匹数	合計	196
	譲渡会	11		譲渡会	17
	訓練犬	10		一般	494
	一般	187		再飼育	3
	再飼育	2		収容中死亡	69
処分頭数	収容中死亡	41	処分匹数	収容中死亡	69
	致死処分	0		致死処分	0

### 事業実績：その他動物（平成26年度）

3 規則で定める動物関係		
項目	目	頭数
飼えなくなった動物の引取り数	いえうさぎ	1
	鶏	12
	いえばと	0
	あひる	0
	その他	0
合計		13
所有者不明動物	いえうさぎ	10
	鶏	19
	いえばと	0
	あひる	0
	その他	92
合計 ※1		121

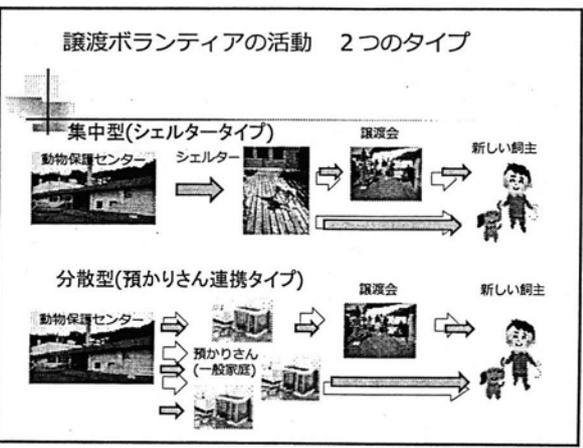
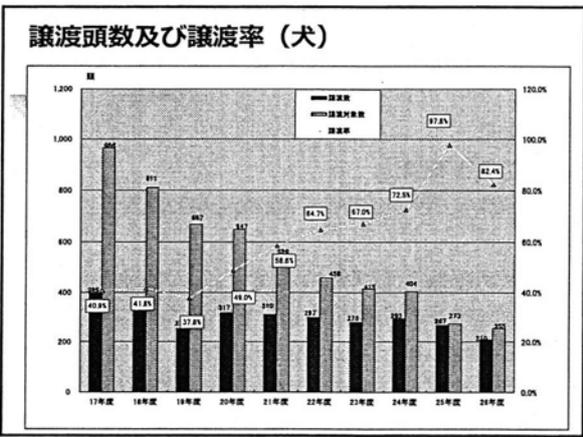
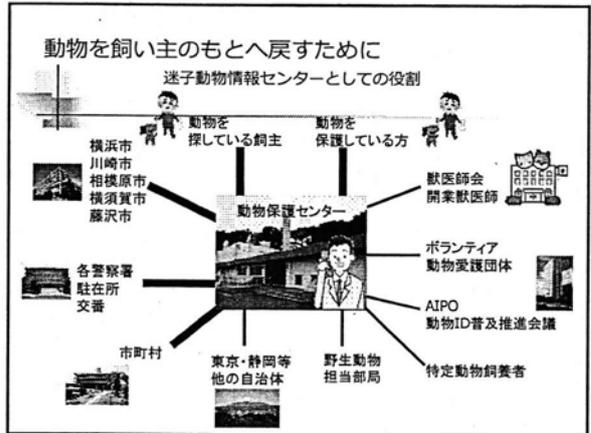
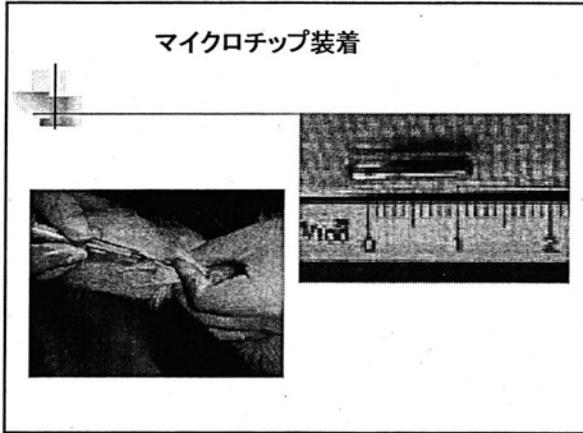
※1：ミニシビリアンガミメ、セキセイインコ、フクロウ、ハムスター等



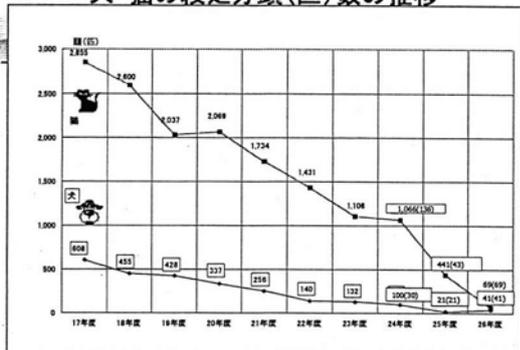


### 鑑札・迷子札の装着の呼びかけ

愛犬の鑑札・迷子札の装着をお願いします！  
 犬の鑑札は、犬の登録番号・住所・飼い主の氏名・電話番号を記載し、犬の首に装着します。  
 迷子札は、犬の登録番号・住所・飼い主の氏名・電話番号を記載し、犬の首に装着します。  
 犬の鑑札・迷子札の装着は、飼い主の責任です。



犬・猫の殺処分頭(匹)数の推移



ペットを飼う前に

- 毎日の世話や散歩ができる人がいますか？
- 家族等全員が同意していますか？
- 動物に対するアレルギーはありませんか？
- 旅行や外出が制限されることを覚悟できますか？
- 予防接種や治療等の経費は大丈夫ですか？
- 隣近所に迷惑をかけないように飼えますか？
- 愛情を持ってしつけができますか？
- 高齢動物の介護をする覚悟はありますか？
- 終生飼い続けられますか？
- 何かあったら代わりに飼ってくれる人はいますか？

ペットを飼うと・



< 良いところ >

- コミュニケーションの円滑化
- 子供の情操教育
- 精神的な効用

< 困るところ >

- 近隣への影響
- 時間の拘束
- 経済的負担
- 動物由来感染症の問題



犬に関連する法律



- 狂犬病予防法
  - ①登録 ②予防注射 ③鑑札・済票の装着
- 動物の愛護及び管理に関する法律・条例
  - ①動物がその命を終えるまで適切に飼うこと
  - ②囲いの中か、つないで飼うこと
  - ③飼い犬が人を咬んだ時は届出書を提出

犬はしつけを入れると飼いやすい

飼い主がリーダーとなりましょう

■ 基本のしつけ

- 横について歩く
- スワレ
- フセ
- マテ
- 呼び戻し



ねこの室内飼いのすすめ

安全のために

- ▽交通事故の危険▽
- ▽隣近所とのトラブル▽
- ▽ケンカによる感染症▽
- ▽イタズラ、虐待による危険▽



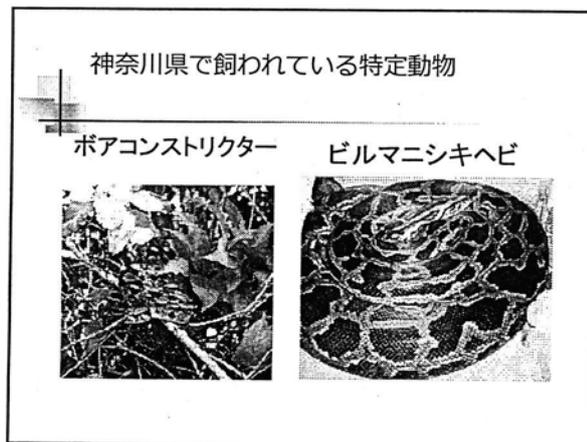
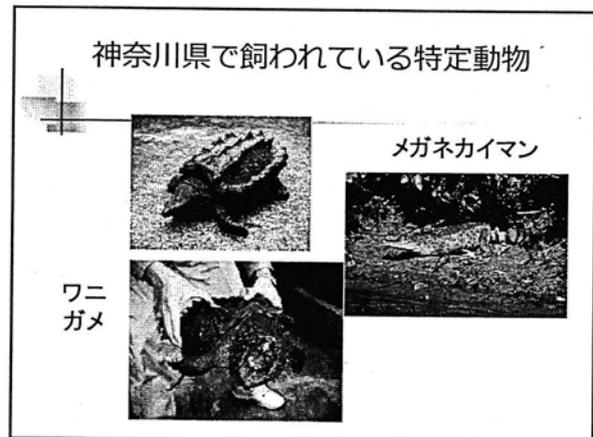
猫は動き回るのを好まない

仔猫の時から室内飼いをしていれば、未知の世界である外へほとんど出たがらず、放し飼いをするよりも飼い主にもよくなつくようになります。

動物取扱業 (第一種:営利 第二種:非営利)	
第一種動物取扱業の種類	
販売	小売、卸売、販売目的の繁殖又は輸入
保管	ペットホテル、美容(動物を預かる場合) ペットシッター
貸出	ペットレンタル、映画等のタレント・撮影モデル 繁殖用動物の派遣
訓練	訓練・調教、出張訓練
展示	動物園、水族館、ふれあいパーク、サーカス、乗馬施設
競りあっせん	ペットオークション
譲受飼養	老犬・老猫ホーム

第一種動物取扱業者に対する指導 平成26年度末現在		
登録件数		1,480
業種別内訳	販売	461
	保管	781
	貸出	31
	訓練	148
	展示	57
	競りあっせん	2
	譲受飼養	0

特定動物の飼養者に対する指導 (平成26年度)										
施設	動物種	動物種							合計	調査件数
		サル	ワニ	カメ	ヘビ	トカゲ	ワシ			
愛玩	施設数	1	2	8	2	1	1	15	18	
	頭数	1	2	10	7	0	1	21		
販売	施設数	1	1	0	7	0	0	9	10	
	頭数	1	6	0	5	0	0	12		
展示	施設数	3	0	1	1	0	0	5	5	
	頭数	31	0	1	1	0	0	33		
計	施設数	5	3	9	10	1	1	29	33	
	頭数	33	8	11	13	0	1	66		



**動物由来感染症情報分析体制整備事業**  
**動物由来感染症調査結果 (平成26年度)**

検査対象疾病	対象動物	検体数			検査方法	備考
		総数	陽性数	陽性率		
オウム病	鳥類	22	0	0%	PCR法	当所収容鳥類
鉤虫症	犬	29	5	17.2%	浮遊法(糞和糞塗布)	当所収容犬
	猫	34	6	17.6%		
回虫症	犬	12	1	8.3%	浮遊法(糞和糞塗布)	当所収容子犬、子猫
サルモネラ症	爬虫類	18	0	0%		
猫ひっかき病	猫	31	0	0%	分離培養法	県内で飼育
トキソプラズマ症	猫	31	1	3.2%	免疫凝集反応	県内で飼育
ブルセラ症	犬	38	0	0%	1/107 1-1分離法	県内で飼育
ジアルジア症	犬	22	0	0%	PCR法	当所収容犬
カビ・アレルゲン・細菌類 感染症	犬	69	0	0%	分離培養	当所収容犬及び猫
	猫	20	0	0%		
カブ/カビ/アレルゲン・細菌類 感染症	犬	69	28	40.6%	PCR法	当所収容犬及び猫
	猫	20	5	25.0%		
合計		415	45	10.8%	-	-

日常生活で注意すること

■ 過剰なふれあいは控えましょう。



■ 動物にさわったら、必ず手を洗いましょう。



■ 動物の身の回りは清潔にしましょう。



■ 糞尿は速やかに処理しましょう。  
 ■ 室内で鳥等を飼育する時は換気を心がけましょう。



ご静聴ありがとうございました

